二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市日吉町字西山一五二八の三二、高山市国府町蓑輪字西大洞六二五の一、六二五の二、六二九、六三〇、字東大洞七一六の六、七一六の七、高根町中洞字日影ドンビキ九二七の一一、字下根九三四の四、石浦町三七九〇の三、三七九一の一、三七九一の二、漆垣内町一八五三の一、一八五三の二、丹生川町新張字コウド洞二二二一、片野町五丁目五九一、八九二から八九四まで、清見町池本字鬼淵平一七〇八の五、一七〇八の八、一七〇八の一一、一七〇八の四九、一七〇八の五〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県加茂郡七宗町神渕字樋之元九三六七の五、九三七〇の一、九三七二、九三七三、字上段九五二〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字樋之元九三六七の五・九三七〇の一・九三七二・九三七三・字上段九五二〇の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び七宗町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市火打字鈴ケ洞九四〇、九四二、九四四から九四九まで、九五一から九五三まで、九七七の二から九七七の五まで、九七七の七、九七八の一から九七八の四まで、字桑原九九五、九九六、一〇〇五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鈴ケ洞九七八の一、字桑原九九五、九九六、一〇〇五の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千二百十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月三十一日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県関市中之保字中平三七〇の一、三七六、三七七、三七八の一、字薄井野四二七、四二八、上之保字小屋ケ洞二四八五〇の一、字カギ山二四八七五、二四八七六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

**○国土交通省告示第九百六十五号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十一年八月十日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十一年八月三十一日

| 指定番号 | 車名及び型式 | 製作者等の名称 |
|---|---|---|
| 16336 | ニッサン　ＣＢ　Ａ－ＨＺ34 | 日産自動車株式会社 |

**○国土交通省告示第九百六十七号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十一年六月十七日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十一年八月三十一日

| 型式指定番号 | 特定装置の種類、名称及び型式 | 特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式） |
|---|---|---|
| ㊞Ｇ－2078 | 一酸化炭素等発散防止装置　マツダ　ＭＡ－ＣＣＬＦ－ＤＢＡ３ | マツダ　ＤＢＡ－ＣＣＥＡＷ |

| 製作者等の氏名又は名称及び住所 |
|---|
| マツダ株式会社　広島県安芸郡府中町新地３番１号 |

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○特許庁告示第十三号**

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第二十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月三十一日

特許庁長官　細野　哲弘

第二号中「二十一万二千六百円」を「二十二万五千七百円」に改める。

**附　則**

1　この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。